四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ　精神の機能の障害により労働金庫代理業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

［ハ～チ　略］

五　申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

［イ・ロ　略］

ハ　役員のうちに精神の機能の障害のため労働金庫代理業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のある者

ニ　役員のうちに前号ロからチまでのいずれかに該当する者のある者

［六・七　略］

（心身の故障のため労働金庫電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者等）

第百五十二条の二の五の二　銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ⑴に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害のため労働金庫電子決済等代行業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2　銀行法第五十二条の六十一の五第一項第三号ロに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により労働金庫電子決済等代行業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（指定申請書の添付書類）

第百五十二条の二の二十一　［略］

2　銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

四　［同上］

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ　破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

［ハ～チ　同上］

五　［同上］

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

ハ　役員のうちに前号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

［六・七　同上］

［条を加える。］

（指定申請書の添付書類）

第百五十二条の二の二十一　［同上］

2　［同上］

一　第八十二条の十九第一項第二号の規定により全ての金庫に対して交付し、又は送付した業務規程等

［二・三　略］

3　銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～四　略］

五　役員が法第八十九条の十三第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

［六～九　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

一　第八十二条の十八第一項第二号の規定により全ての金庫に対して交付し、又は送付した業務規程等

［二・三　同上］

3　［同上］

［一～四　同上］

五　役員が法第八十九条の十三第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

［六～九　同上］

附　則

この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

○内閣府令・厚生労働省令第九号

銀行法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第百三十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働金庫法施行規則及び労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年十一月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信

労働金庫法施行規則及び労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令の一部を改正する命令

（労働金庫法施行規則の一部改正）

第一条　労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（届出事項）	（届出事項）
第八十三条　法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第八十三条**　［同上］
［一～十六　略］	［一～十六　同上］